

1 変更の内容

変更後	変更前
定款第4章 役員及び職員 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 2 理事のうち、1名を理事長とする。 (選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長は、理事の互選とする。 (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。	定款第4章 役員及び職員 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 2 理事のうち、1名を理事長 2名を副理事長とする。 (選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。 (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。